

大阪市告示第1165号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和8年9月24日（木）

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和8年9月7日（月）
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和8年9月28日（月）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年9月1日（火）から 同月2日（水）まで	午前7時から 午後9時まで

	令和 8 年 9 月 3 日（木）から 同月 4 日（金）まで	午前 7 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月 6 日（日）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月 8 日（火）から 同月 9 日（水）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月15日（火）から 同月16日（水）まで	午前 7 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月17日（木）	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月18日（金）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月20日（日）	午前 7 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月21日（月）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月22日（火）	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月23日（水）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月25日（金）	午前 7 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月26日（土）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月27日（日）	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月30日（水）	
大阪市中央体育館 第 2 体育場	令和 8 年 9 月 3 日（木）から 同月 4 日（金）まで	午前 7 時30分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月 5 日（土）	午前 8 時から 午後 9 時まで

	令和 8 年 9 月 11 日（金）	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月 13 日（日）	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月 14 日（月）	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 8 年 9 月 16 日（水）	
	令和 8 年 9 月 22 日（火）	午前 7 時 30 分から 午後 9 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）